

# 第2次田村市行政改革大綱実施計画を策定

第2次行政改革大綱		実施計画	
重点推進項目	具体的推進項目	取組項目（主なもの）	
1 迅速かつ的確な対応のできる人材育成の推進	(1) 職員の意識改革と資質の向上	12項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な人材の確保</li> <li>●管理監督職員のマネジメント能力の向上</li> <li>●人事評価制度の構築</li> </ul>
	(2) 職員の危機管理対応の強化	3項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●危機管理基本指針の策定</li> <li>●危機の未然防止・情報共有</li> </ul>
2 効果的・効率的な行政運営の推進	(1) 組織機構の効率化	2項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効率的で効果的な組織づくり</li> <li>●小中学校統合計画の推進</li> </ul>
	(2) 定員管理・給与の適正化	4項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員定員適正化計画の策定</li> <li>●勤務評定の給与への反映</li> </ul>
	(3) 事務事業の見直し	10項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務事業全般の見直し</li> <li>●行政評価システムの構築と活用</li> <li>●公共施設の見直し</li> </ul>
	(4) 民間委託等の推進	5項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公の施設の見直し（総点検）</li> <li>●指定管理者制度の充実</li> </ul>
3 健全な財政運営の推進	(1) 歳入の確保	9項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業誘致の推進</li> <li>●既存企業への振興支援</li> <li>●使用料・手数料の見直し</li> </ul>
	(2) 歳出の削減	4項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金の見直し</li> <li>●新たな予算編成手法の導入</li> </ul>
	(3) 未利用財産の有効活用	2項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用価値の再検証（貸付・売却・有効活用）</li> <li>●学校跡地の利活用</li> </ul>
	(4) 地方公営企業の経営健全化	12項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道料金の見直し</li> <li>●下水道未加入世帯の加入促進</li> <li>●あぶくま洞・入水鍾乳洞・星の村ふれあい館への誘客促進</li> </ul>
	(5) 一部事務組合・第3セクターへの関与	7項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一部事務組合への財政的関与</li> <li>●第3セクターへの財政的関与</li> </ul>
	(6) 財政運営の透明性の確保	1項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財政状況の公表</li> </ul>
4 市民協働による行政運営の推進	(1) 市民と行政の役割分担	2項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役割分担の明確化</li> <li>●各種団体事務の見直し</li> </ul>
	(2) 協働によるまちづくりの推進	2項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメント制度の推進</li> <li>●協働推進のしくみづくり</li> </ul>
	(3) 情報共有の推進	2項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合計画進捗状況の公表</li> <li>●ICTを活用した情報発信</li> </ul>

## 第2次行政改革大綱

行政改革は、単に事業の縮小や経費の削減を行うことが目的ではありません。現在から将来にわたり、市民の皆さんに満足度の高い公共サービスを提供することが基本目標になります。そのため、本市では18年8月に合併後初めて策定した「田村市行政改革大綱」に基づき、18年度から22年度までの5年間にわたり、各種改革に取り組んでまいりました。しかしながら、行政改革に終わりはなく、さらなる改革を継続的に実行していくため、田村市行政改革大綱の取組結果を踏まえ、23年3月に23年度から27年度までを推進期間とする「第2次田村市行政改革大綱」を策定しました。

第2次大綱は、4つの重点推進項目（下表参照）を柱に、総合計画に掲げる行政改革を着実に実行し、効率的な行政運営を図るために策定したものです。地域主権という時代の要請に応え、市民の皆さんとの信頼関係を築きながら、協働によるまちづくりを進めていきます。



## 行政改革の推進体制

### 第2次行政改革大綱 重点推進項目

1 迅速かつ的確な対応のできる人材育成の推進

2 効果的・効率的な行政運営の推進

3 健全な財政運営の推進

4 市民協働による行政運営の推進



第2次大綱の策定では、市民や学識経験者の方々8人で組織する行政改革推進委員会（写真上、委員長＝岩沢憲一氏）を設置しました。この委員会で議論を重ね、第2次大綱についての「意見」を取りまとめました。さらに、庁内組織の行政改革推進本部（本部長＝富塚市長）で審議し最終決定しました。

「第2次行政改革大綱実施計画」は、第2次行政改革大綱に定めた4つの重点推進項目を確実に実現するため、具体的実施内容やその数値目標を盛り込んだいわゆる本市の全庁的な行動計画です。

この計画では77項目の取組みを定めています。少子高齢化の進行や高度情報化、さらには地域主権時代の到来を受け、市民のニーズや厳しい財政状況に対応するため、実のある行政改革を進めていきます。

◆計画期間  
23年度から27年度までの5年間

◆計画の進行管理  
重点推進項目の取り組み実績は、実施計画に基づき、各年度の成果を把握し、成果の検証を行います。そして、推進本部の意見を基に進行管理します。

◆公表  
市のホームページや広報などを通じて、積極的に情報提供していきます。